

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日が休日には、  
その翌日)

基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十一年九月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
西原龍司	鳥医第二、〇九九号	昭和五十一年九月七日
長尾耕寿	〃 第二、一〇〇号	〃

## 鳥取県告示第七百三十四号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年九月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 告 示

### 鳥取県告示第七百三十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
福田整形外科医院	鳥取市材木町一五二	昭和五十一年九月六日
上原産婦人科医院	倉吉市堺町二丁目九六二の二	八月十六日

## 鳥取県告示第七百三十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年九月二十一日

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
隅田 医院	西伯郡岸本町吉長五八の二	全国	昭和五十一年八月二十五日
福田整形外科医院	鳥取市材木町一五二	"	"
上原産婦人科医院	倉吉市堺町二丁目九六二の二	"	八月十六日
川西 歯科医院	米子市東倉吉町六四	" 西倉吉町二一	九月一日
島田 産業有限会社 米子店			

## 鳥取県告示第七百三十六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年九月二十一日

氏 名	登録の記号及び番号	登 錄 の 年 月 日
林 兼之亮	鳥国薬第三四〇号	昭和五十一年九月一日
足立 恵子	" 第三四一號	" 二日
西原 龍司	鳥国医第二〇九九号	七日
長尾 耕寿	" 第二、一〇〇号	"

## 鳥取県告示第七百三十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年九月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

開発許可の年月日及び番号

昭和五十一年六月十九日 鳥取県指令受付都計第三百三十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称  
西伯郡淀江町大字佐陀字灘道西、字中灘道及び字万吉開

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
倉吉市巣城四四六番地六

株式会社高力

代表取締役 高力重儀

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十一年九月二十一日

鳥取県公安委員会委員長 松岡新平

一 聽聞の期日及び場所

昭和五十一年九月三十日午後一時から

鳥取県警察本部内鳥取県公安委員会委員室（県庁本庁舎七階）

二 聆聞当事者の住所及び氏名

鳥取市吉成四〇六五番地 内田幸江

### 鳥取県選挙管理委員会告示第四十三号

昭和五十一年第十回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十一年九月二十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十一年九月二十一日

鳥取県公安委員会委員長 松岡新平

一 聆聞の期日及び場所

昭和五十一年九月三十日午後一時から

鳥取県警察本部内鳥取県公安委員会委員室（県庁本庁舎七階）

三 議題 衆議院議員の総選挙におけるビラの証紙について

一 日時 昭和五十一年九月二十一日（火）午前十一時  
二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地  
鳥取県選挙管理委員会委員室

### 公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十号

**公 告**

職業訓練法（昭和44年法律第64号）第64条第2項の規定に基づき、昭和51年度後期の技能検定を次のとおり実施するので、職業訓練法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により公告する。

昭和51年9月21日

鳥取県知事 平林鴻三

1 実施する検定職種

機械検査、電子機器組立て、時計修理、紳士服製造、配管、建築大工、鉄筋組立て、ガラス施工、機械製図、和裁、縫製機械整備、建設機械整備、冷凍空気調和機器施工、農業機械整備、電気製図、洋菓子製造、和菓子製造、床仕上げ施工、型わく施工

2 検定の等級

技能検定は、一の職種ごとに1級及び2級に分けて行う。

3 検定の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験によつて行う。

4 試験の実施期日及び実施場所等

- (1) 実技試験  
ア 実施期日

昭和51年11月30日（火）から昭和52年2月28日（月）までの間に

おいて、別途鳥取県技能検定協会が通知する日に行う。

イ 実施場所

別途鳥取県技能検定協会が通知する場所において行う。

検定職種	実施期日
機械検査、時計修理、配管、冷凍空気調和機器施工、洋菓子製造、和菓子製造、電気製図、ガラス施工	昭和52年2月13日（日）
建設機械整備、農業機械整備、型わく施工、鉄筋組立て	昭和52年2月20日（日）
電子機器組立て、紳士服製造、和裁、建築大工、機械製図、縫製機械整備、床仕上げ施工	昭和52年2月27日（日）

イ 実施場所

別途鳥取県技能検定協会が通知する場所において行う。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

## 鳥取県公報

- (2) 提出先  
鳥取市東町一丁目305番地  
鳥取県技能検定協会 (電話 鳥取22-3494)
- (3) 受付期間  
昭和51年10月22日(金)から昭和51年11月4日(木)まで(郵送による場合は、受付期間内の消印のあるものに限る。)
- (4) 受検申請に関する注意  
ア 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県技能検定協会で交付する。  
なお、申請書の用紙を郵送で求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、50円切手をはつたもの)を同封して行うこと。  
イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。
- 6 受検手数料
- (1) 実技試験の受検手数料
- | 検定職種    | 手数料    |
|---------|--------|
| 機械検査    | 6,500円 |
| 電子機器組立て | 8,500円 |
| 時計修理    | 7,500円 |
| 紳士服製造   | 7,000円 |

配管	管工	8,000円
建築大工		7,000円
鉄筋立て組工		8,000円
ガラス施工		8,500円
機械製図		4,000円
床仕上げ施工		8,500円
建設機械整備		8,000円
冷凍空気調和機器施工		7,000円
電気製図		4,000円
縫製機械整備		8,000円
型わく施工		7,500円
和裁		6,000円
農業機械整備		8,000円
洋菓子製造		6,500円
和菓子製造		6,500円

報 公 县 取 鳥 (第三種郵便物認可) 昭和51年9月21日 火曜日

イ 学科試験の手数料

1,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県技能検定協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の手数料は納付を要しない。

(3) その他

受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかつた場合でも、手数料は返還しない。

7 合格者の発表等

(1) 合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鳥取県技能検定協会が昭和52年3月29日(火)に書面で通知する。

(2) 技能検定合格者の発表等

技能検定合格者の氏名を昭和52年4月上旬の県公報で公告するほか、合格者には、1級については労働大臣の、2級については鳥取県知事の合格証書を交付する。

8 その他

技能検定について不明の点は、鳥取県商工労働部職業安定課又は鳥取県技能検定協会に問い合わせること。